

# 愛知県立みあい特別支援学校いじめ防止基本方針

## いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 《いじめ防止対策推進法第2条第1項》

### 1 いじめの防止等についての基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、またどの子でも被害者にも加害者にもなりうるものである。いじめは、人権を侵害する絶対に許されない行為であることを児童生徒が認識できるようにしていく。
- (2) 日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たり、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で安心・安全に生活できるようにする。
- (3) 保護者や地域との連携を図り、児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつことで、互いのよさを認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるようにする。

### 2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、気付いた教員が抱え込まず組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

#### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

##### ア 委員会のメンバー

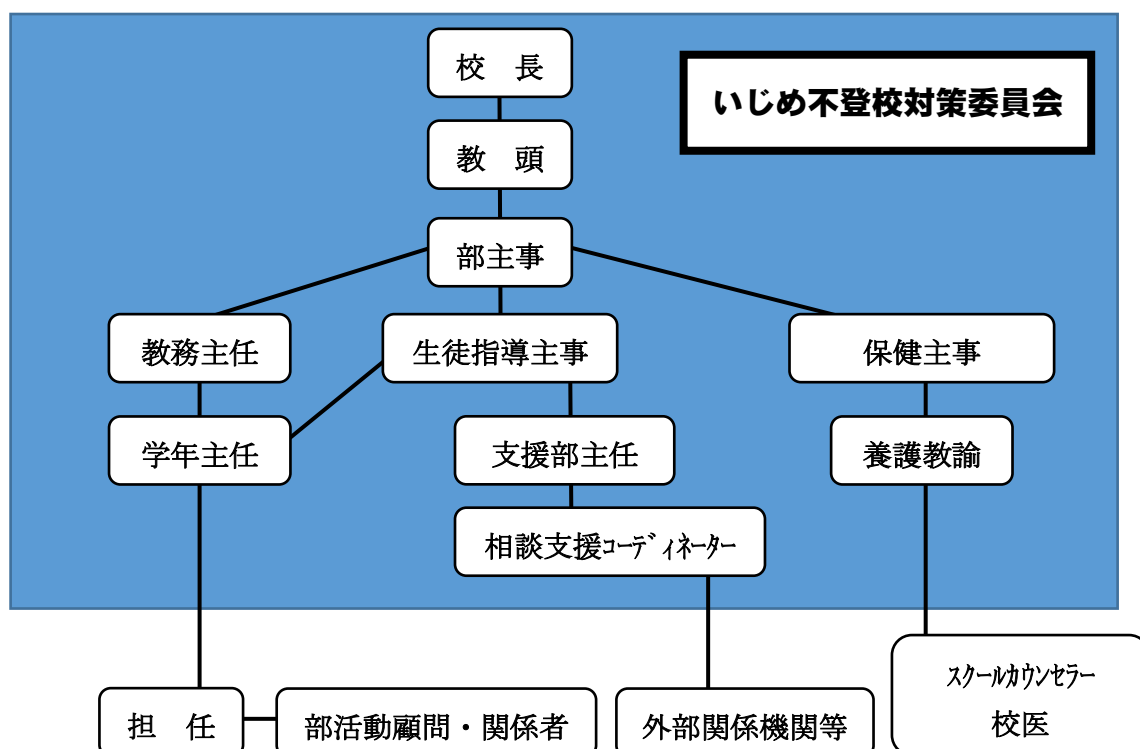
校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、支援部主任、相談支援コーディネーター、該当学年主任、該当担任

※その他関係者（必要に応じて外部関係者を加える）

##### イ 指導・支援チーム

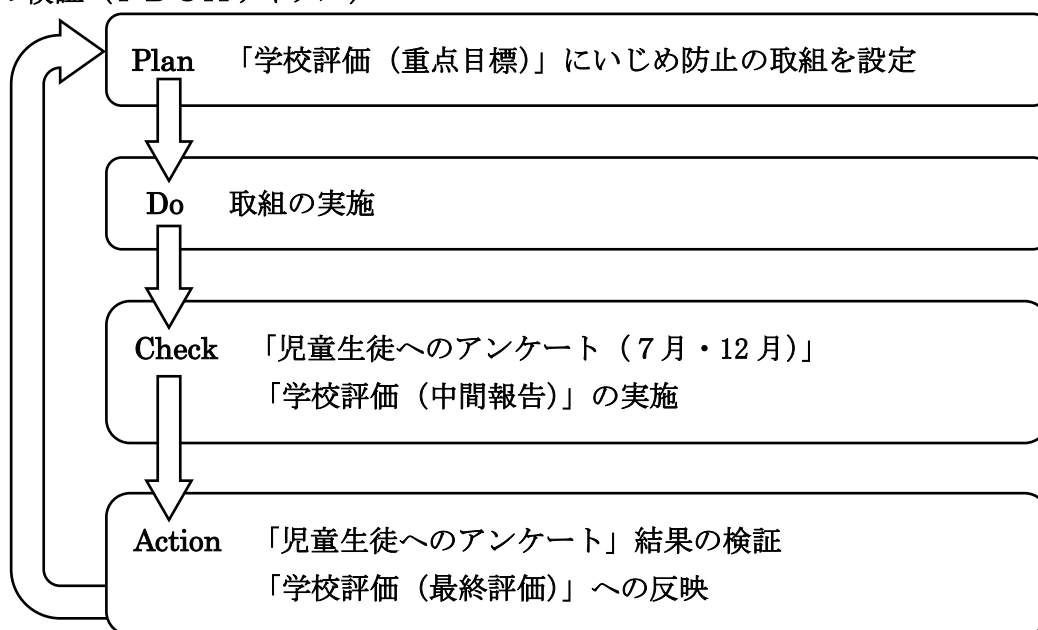
委員会が事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを設置し、具体的な対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案内容により関係の深い教員を追加したり、SNSなどによるいじめに対してインターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを編成する。

【組織図】



(2) 「いじめ不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）

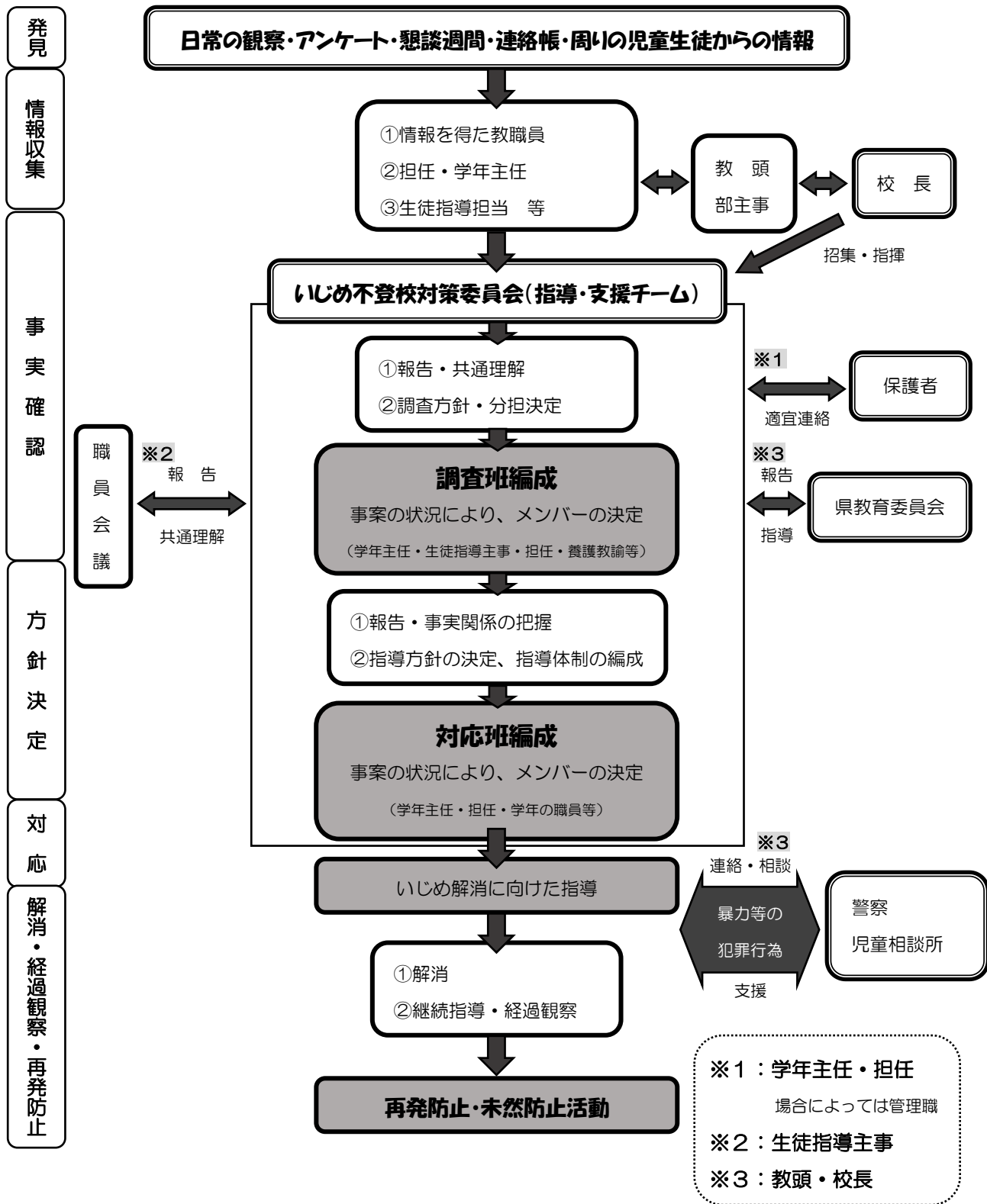


イ 教員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・いじめを認知した場合、関係者で事実関係の把握を行い、「いじめ不登校対策委員会」が対応すべき事案か判断をする。
- ・「いじめ不登校対策委員会」で検討した内容を、職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年1回「人権」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

- ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
  - ・年間2回の「心と体のアンケート」を行い、結果の検証等を行う。
  - ・「学校いじめ基本方針」及び「学校評価（最終評価）」の結果を学校経営案及び学校のホームページに記載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



## オ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに愛知県教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。
- ・学校が調査を行う場合は、「いじめ不登校対策委員会」が母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

## 重大事態の発生

### ○学校の設置者に重大事態の発生を報告

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間）連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ●学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

#### ●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢が大切である。

#### ●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

#### ●調査結果を学校の設置者に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

#### ●調査結果を踏まえた必要な措置

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

「いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくり」の理念のもと以下の取組を行う。

#### **いじめの未然防止の取組**

- ・児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり。
- ・学校の教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進を図る。
- ・体罰はもとより教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長することのないよう、細心の注意を払う。
- ・他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感が獲得できるような活動を設定する。
- ・情報モラル教育の充実を図る。

#### **いじめの早期発見の取組・家庭との連携**

- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒のささいな変化に気付くこと教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有すること。
- ・定期的な「いじめアンケート」を実施することにより、いじめの実態把握に取り組むとともに児童生徒が日頃らいじめを訴えやすい雰囲気作りをすること。
- ・ネット上のいじめへの対応については、ネットパトロールを活用し早期発見に努めること。

#### **いじめに対する措置**

- ・いじめの発見や報告を受けた場合には、「いじめ不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- ・被害児童生徒からの聞き取りを行う。被害児童生徒の見守りを行うなど、安全を確保する。
- ・被害児童生徒の聞き取りから事実確認をするとともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ること。また、自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊意識を高めるように配慮すること。
- ・加害児童生徒からの聞き取りを行う。教育的配慮のもと、指導や支援を行う。
- ・加害児童生徒からは、いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き取りを行うと同時に児童生徒の背景にも目を向け、成長支援という観点をもちながら指導すること。また、心理的な孤立感や疎外感を与えないように指導すること。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関との連携の下で取り組む。

## いじめ防止等に関する取組のまとめ

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かる授業づくり</li> <li>・安心・安全な学校生活</li> <li>・現職研修の充実</li> <li>・主体的に参加・活躍できる学校づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己肯定感を高めるための分かる授業を目指した授業づくり。児童生徒が主体的に学ぶための合理的配慮を意識した授業づくり。 【教務部】</li> <li>・人権意識を高めるための道德教育の充実 【教務部】</li> <li>・情報モラルに配慮したICT活用 【情報部】</li> <li>・人権に配慮した教育 【全職員】</li> <li>・現職研修の実施 「みあいビジョン」「人権講話」 【研修部】</li> <li>・「心と体のアンケート」の実施 【指導安全部】</li> <li>・地域とふれあうためのESD活動の充実 【ESD活動】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会</li> <li>・保護者会（年3回）</li> <li>・授業公開（年3回）</li> <li>・学校評価委員会（年3回）</li> <li>・保護者懇談会</li> <li>・個別懇談</li> <li>・生徒会活動 あいさつ運動 エコキャップ収集活動 服のちからプロジェクト</li> <li>・地域との交流 ふれあいロード整備交流</li> </ul>
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ不登校対策委員会の実施</li> <li>・児童生徒の理解</li> <li>・保護者との連携</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の健康観察から児童生徒の変化に気付く。 【担任・全職員】</li> <li>・連絡帳を通して家庭での児童生徒の様子を知る。 【担任】</li> <li>・心と体のアンケートを実施し、結果を共有。 【指導安全部・全職員】</li> <li>・いじめ不登校対策委員会の開催 【指導安全部】</li> <li>・ケース会を行い、関係機関との連携 【支援部】</li> <li>・コーディネーター会において、気になる児童生徒の情報共有 【支援部】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会や連絡帳等を通して家庭での様子を把握する。</li> </ul>

いじめに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織での対応</li> <li>・被害児童生徒を守る</li> <li>・加害児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導</li> <li>・保護者との連携</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・いじめを見過ごさない集団づくり</li> <li>・情報モラル教育の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ不登校対策委員会で対応を検討 <b>【いじめ不登校対策委員会】</b></li> <li>・いじめに対する調査班・対応班の編成 <b>【いじめ不登校対策委員会】</b></li> <li>・保護者との連携を図り、通学方法の変更、学習グループの変更など、被害児童生徒と加害児童生徒の接点を減らす配慮 <b>【教務・指導安全部】</b></li> <li>・加害児童生徒への措置を関係機関と情報共有をする <b>【支援部】</b></li> <li>・いじめを見たら誰かに知らせることができる学級の雰囲気づくり <b>【学級・学年】</b></li> <li>・携帯電話の使用についてのルール徹底 <b>【指導安全部】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速に保護者と連携して事態の把握や事案の解消に努める。</li> <li>○被害児童生徒の保護者へ</li> <li>・安心、安全な環境づくりのために迅速な対応を心がけ、正確な情報提供を行う。</li> <li>・いじめ不登校対策委員会の方針を示し、学校の姿勢を理解してもらう。</li> <li>○加害児童生徒の保護者へ</li> <li>・いじめ不登校対策委員会の方針を示し、学校の姿勢を理解してもらう。</li> <li>・保護者会等で携帯電話の使用について家庭でのルールづくりの依頼。</li> </ul>
点検・検証・見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止の取組を学校評価の評価項目とし、「中間報告」及び「最終報告」を行う。 <b>【指導安全部】</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その後の家庭、学校での様子について話し合い、事態が解消したことを確認する。</li> <li>・学校評価委員会での最終評価を伝える。</li> </ul>

### 参考資料

- 文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」
- 文部科学省 別添2「学校における いじめ防止 早期発見 いじめに対する措置のポイント」
- 文部科学省 「重大事態対応フロー図（学校用）」
- 愛知県教育委員会「愛知県いじめ防止基本方針」
- 国立教育政策研究所 生徒指導リーフ増刊号 「いじめのない学校づくり」  
—学校いじめ防止基本方針 策定Q&A—
- 兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」